

豊田市浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、豊田市浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する槽及び当該槽に貯留した雨水を利用するための設備をいう。
- (3) 改造工事 不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次の工事をいう。
 - ア 浄化槽内部の汚泥引抜き及び清掃
 - イ 浄化槽内部の不用品の撤去及び仕切板の穴開け工事
 - ウ 雨水集水管及び排水管の取付工事
 - エ ポンプ設備を設置する工事
 - オ その他雨水貯留施設に転用するために必要な工事

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、下水道の接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために必要な費用の一部を補助することにより、雨水貯留施設の設置の促進を図り、もって雨水の流出を抑制し、河川負荷を一時的に軽減するとともに、雨水及び資源の有効利用並びに下水道への接続の促進に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、市内に

において自らの負担により改造工事を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

(1) 国、地方公共団体等

(2) 国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けて改造工事を行う者

(3) 市税を滞納している者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(5) 暴力団員が役員となっている団体

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体及びその団体の構成員

(7) その他事業管理者（以下「管理者」という。）が補助事業者として不適当と認める者

（補助事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う改造工事とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る工事費及び材料費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とし、6万円を限度とする。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）

は、補助事業に着手する前に、浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金交付申請書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 工事予定場所の案内図
 - (2) 改造工事の予定図面及び給排水設備仕様書（ポンプ等）
 - (3) 改造工事の見積書の写し
 - (4) その他管理者が必要と認める書類
- 2 申請者が団体の場合は、団体調書（様式第1号の2及び様式第1号の3）を併せて提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第9条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金の交付を不適当と認めるときは、不交付の決定をし、浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金不交付通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 管理者は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、第1項の決定に条件を付することができる。
- 3 管理者は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、

補助事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。
(計画変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画の変更(中止を含む。)をする場合は、直ちに浄化槽雨水貯留施設転用事業計画変更承認申請書(様式第4号)を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第9条の規定による決定を変更することができる。

3 管理者は、前項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金変更決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、遅滞なく管理者に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は該当年度の3月20日のいずれか早い期日までに、浄化槽雨水貯留施設転用事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 改造工事の請求書及び領収書の写し

(2) 改造工事の実施状況を確認できる写真

(3) 改造工事後の図面

(4) その他管理者が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定及び交付の請求)

第12条 管理者は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を

審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浄化槽雨水貯留施設転用事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1）この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは管理者の指示に違反したとき。

（2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（3）補助事業を中止したとき。

（4）補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

（5）第4条第2項第4号から第6号までのいずれかに該当することが判明したとき。

（6）その他管理者が補助金の運用を不相当と認めるとき。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに管理者へ報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（雨水貯留施設の管理等）

第15条 補助事業者は、工事完了後の雨水貯留施設に、当該施設が雨水貯留施設であることを表示することにより、誤飲等の事故の防止を図る

とともに、適正な管理による機能維持に努めなければならない。

- 2 管理者は、補助金の交付後においても、必要に応じて雨水貯留施設の設置及び管理の状況を調査することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。